



ギンカクラゲが多数漂着！

記事

- ◇ 「第9回 宮崎海岸侵食対策検討委員会」開催報告
- ◇ 宮崎海岸の近況
- ◇ 危険な漂着物の紹介

「第9回 宮崎海岸侵食対策検討委員会」開催報告

国土交通省と宮崎県は、海岸工学や自然環境の専門家、地元や海岸利用の有識者からなる「宮崎海岸侵食対策検討委員会」（以下、「委員会」）を開催しています。

8月22日に開催した第9回委員会では、これまで宮崎海岸市民談義所（以下、「談義所」）で談義した内容、地元説明会などで聴取した市民のみなさんの提案・意見を反映した「宮崎海岸保全の基本方針（案）」と「宮崎海岸の侵食対策（案）」を討議しました。

目標

海岸の環境や利用と調和を図りつつ、背後地（人家、有料道路等）への越波被害を防止するために、「浜幅 50m の確保」を達成することを目指す。

機能①北からの流入土砂を増やす

一ツ瀬川 [中長期]:一ツ瀬川北側や河川からの流入土砂の増加など
[当面]:養浜の実施(関係機関が連携した養浜を実施)

大炊田海岸 石崎川 石崎浜

機能②南への流出土砂を減らす

補助突堤① 突堤
補助突堤② (150m) (300m)
(50m) 住吉海岸

機能③浜崖の急激な後退を抑制する

浜崖の後退を抑制する対策を実施

大炊田海岸・動物園裏のイメージ



住吉海岸のイメージ



この対策は、「宮崎海岸トライアングル」、「宮崎海岸ステップアップサイクル」を継続しながら進めていきます。

討議に先立ち、市民連携コーディネーターから、談義所で理解・共有された以下の報告がありました。

- ・ 今回の案が、市民・専門家・行政が一体となって検討されてきた案である
- ・ 今回提示された案の成り立ち
- ・ 今後も市民・専門家・行政が一体となって施設の素材や形状の検討を行っていく
- ・ 対策の効果・影響を現地で確認し、修正・改善を加えながら事業を進めていく

その後、「宮崎海岸保全の基本方針（案）」を討議し、その結果、表現に修正を加えることで了承されました。

つづいて「宮崎海岸の侵食対策（案）」についての討議では、委員から「突堤により漁業の操業範囲が狭くなるので、もっと短くするような方法はないか」「突堤・補助突堤の施工は、同時進行なのか、それとも突堤だけ最初に造り始めるのか。優先順位は検討しているのか」「護岸にはまり込んで死んでしまうウミガメが見られる。養浜が流れて隠し護岸が露出した場合が心配」などの発言がありました。

その結果、今後「宮崎海岸の侵食対策（案）」については、養浜、突堤、護岸について技術分科会で詳細な検討を進めていくこととなりました。

侵食対策（案）の具体的な説明をご希望の方は、海岸よろず相談所へお気軽にご連絡ください。また、裏面に記載の宮崎河川国道事務所ホームページで資料の閲覧が可能です。

宮崎海岸の近況

台風12号が最接近した9月2日前後の宮崎海岸の様子を紹介します。

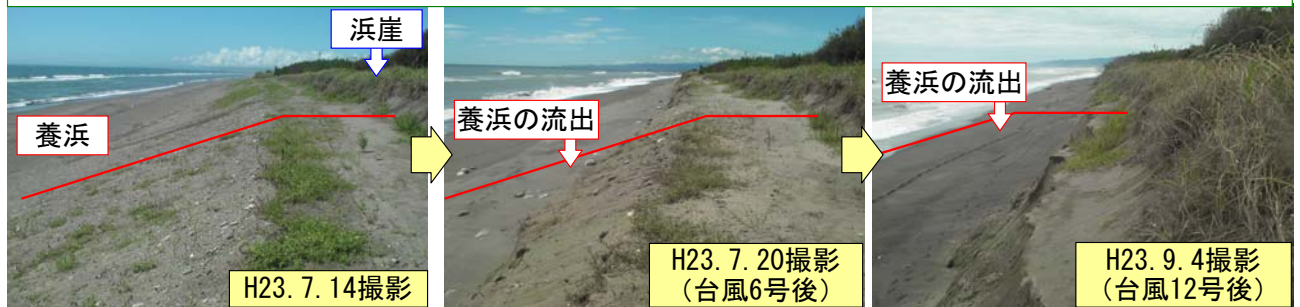
浜崖の前面に養浜を実施していた住吉海岸では、7月の台風6号により養浜の一部の砂が海に流れ、これにより浜崖の後退はありませんでした。今回の台風12号でも養浜の砂が海に流れ、一部では浜崖が後退しましたが、概ね浜崖の後退は抑制されています。

大炊田海岸では台風6号により浜崖が後退しました。今回の台風12号でさらに浜崖が後退し、松林の松が一部海に流れました。

国土交通省では、住吉海岸と大炊田海岸で養浜を実施することを計画中です。

計画がまとまり次第関係する地域への説明を行いますので、ご協力をお願いします。

住吉海岸：養浜の状況変化



大炊田海岸：浜崖後退の状況



危険な漂着物の紹介

表面で紹介した「ギンクラゲ」は、鮮やかな青や黄で美しく、つい手にとってみたくなりますが、触れると人によってはアレルギー反応を起こすので注意が必要です。

また、「デンキクラゲ」の異名を持つ「カツオノエボシ」は、漂着して本体が死にいたっていても触れると刺されます。

その他、危険な漂着物には医療系廃棄物（注射針などによる感染症のおそれ）、引火性液体・高圧ガス・火薬類（引火・爆発の危険性）、薬品類（やけど・皮膚のただれ、目の痛み、呼吸困難）、動物死体（人が感染するウイルスを持っているおそれ）がありますので、発見した場合は最寄りの土木事務所か市町村役場、海岸よろず相談所に通報下さい。

なお、危険な漂着物の詳しい内容は「海岸漂着危険物ハンドブック（※）」に取りまとめでありますので、是非ご一読下さい。

（※http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kaigan/hyoutyaku/hyoutyaakuhandobook.pdf）

海岸に関するご相談やご意見・ご質問などありましたら

かいがん 海岸よろず相談所

【国土交通省 宮崎河川国道事務所 宮崎海岸出張所】

にご連絡下さい。

TEL：0985-62-7050/FAX：0985-62-7051

〒880-0211 宮崎県 宮崎市 佐土原町 下田島 9515-6

【旧 宮崎地方支務局 佐土原出張所】

※宮崎河川国道事務所ホームページ

<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/>

※海岸情報（宮崎海岸Publication）

<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/html/kasen/sskondan/index.html>

